平成 22 年 3 月 17 日

コンテンツ専門調査会中間とりまとめに向けて

國領二郎

スケジュールが合わず欠席が続いていることをおわび申し上げます。標記について意見を提出させていただきます。

音楽、放送、映画、ゲームソフト等の著作者の著作権を守るために、プロバイダ等に自 主的な措置を促す方向性については妥当なものと考えます。その具体的な内容については、 プロバイダ等に過大な負担をかけないように配慮することが実効性を高めることにつなが ると思います。

「プロバイダと権利者の協働を促す仕組み」を具体的に設計する上で十分気をつけたいのは、侵害行為について、「誰が侵害と判断するか」、ということです。これをプロバイダ等に行わせるのは単なる負担の問題を超えて、通信の自由や言論の自由にかかわる重大な問題を引き起こしかねません。また、著作権侵害が刑事罰を伴う犯罪としている以上、それに対して私的に判断して罰を加える責務をプロバイダにおわせることには無理があると考えます。よって、侵害の判断はやはり権利者側か、司法にお願いをしないと、禍根を残すと考えます。また、自主的パトロールを行うのは、誰でもアクセスできる公然通信を行っている範囲内にとどめることが適当と考えます。

以上